

<新旧対照表> 「みなとビジネスダイレクトアプリ利用規定」

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
7. 本アプリの停止、変更、解約等]	<p>(5)本アプリをご利用中のアプリ利用者または契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はアプリ利用者および契約者への通知なしにいつでも、本アプリおよび「みなとビジネスダイレクト」を一時停止し、または本規約および「みなとビジネスダイレクト利用規定」に基づく契約を解約できるものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>①本規約に基づく当社への届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき ②「ログインID」、「パスワード」等を不正に使用したとき、またはそのおそれのあるとき ③本規約または本規約に基づく当社所定事項に違反したとき ④「みなとビジネスダイレクト利用規定」I. 共通利用編第11条第3項の各号に定める事由が発生したとき ⑤「みなとビジネスダイレクト利用規定」に基づく契約を解約したとき ⑥トランザクション認証を解約したとき ⑦その他、前各号に準じ、当社が本アプリの利用の中止を必要とする相当の事由が発生したとき</p>	<p>(5)本アプリをご利用中のアプリ利用者または契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はアプリ利用者および契約者への通知なしにいつでも、本アプリおよび「みなとビジネスダイレクト」を一時停止し、または本規約および「みなとビジネスダイレクト利用規定」に基づく契約を解約できるものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>①本規約に基づく当社への届出事項について、虚偽もしくは不正があること、もしくは第三者によるなりすましがあつた事項を通知したことが判明したとき、またはそれらの疑いがあると当社が判断したとき ②「ログインID」、「パスワード」等を不正に使用したとき、またはそのおそれのあるとき ③本規約または本規約に基づく当社所定事項に違反したとき ④「みなとビジネスダイレクト利用規定」I. 共通利用編第11条第3項の各号に定める事由が発生したとき ⑤「みなとビジネスダイレクト利用規定」に基づく契約を解約したとき ⑥トランザクション認証を解約したとき ⑦その他、前各号に準じ、当社が本アプリの利用の中止を必要とする相当の事由が発生したとき</p>	<p>不正取引拒否を開始対応</p>

改定実施日：2026年4月22日